



乳製品の動物検疫について



平成29年9月

農林水産省 動物検疫所

乳製品の指定検疫物への追加について



乳製品の指定検疫物への追加（背景）

乳・乳製品のうち「生乳」のみ動物検疫対象

畜産物の輸出促進

- 各国と検疫協議推進
 - 欧米と動物検疫システムの相互認証協議
- 我が国の動物検疫体制が評価される

国際水準での
検疫体制を構築

畜産をめぐる状況の変化、アジアにおける乳業の発展

- 今後、口蹄疫発生国を含む多様な国から、乳製品の輸入が見込まれる
- 乳製品を介した疾病の侵入リスクが増加

乳製品への
検疫対応が必要

乳製品を指定検疫物に追加し、動物検疫体制を強化

動物検疫が必要な乳製品（指定検疫物）

家畜伝染病予防法施行規則を一部改正（平成28年10月31日付け）

平成29年11月1日から、以下を動物検疫の対象に追加

〔 乳、脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、
れん乳、粉乳、乳を主要原料とする物 〕

平成29年11月1日以降に

- ・輸入：本邦に陸揚げされる貨物
- ・輸出：税関に輸出申告される貨物 が対象

↓
具体的品目をHSコードで分類

【対象範囲のHSコード】

- 0401（ミルク、クリーム等）
- 0402（ミルク、クリーム等）
- 0403（バターミルク等）
- 0404（ホエイ等）
- 0405（バター等）
- 0406（チーズ等）
- 3502. 20、3502. 90（ミルクアルブミン等、生乳・乳製品を原料とするもの）
- 2309. 10、2309. 90（生乳・乳製品を原料とする飼料・ペットフード等）

ただし、以下のものは対象外

- 携帯品（別送品を含む）
※販売又は営業上使用するもの、10kgを超えるもの、飼料用のものは、携帯品であっても検査証明書の取得が望ましい。
- 個人消費など、販売又は営業上使用されない10kg以下のもの（飼料用を除く）
- 発酵乳、乳酸菌飲料、無糖練乳、無糖脱脂練乳、バターオイル、プロセスチーズ
- 分画精製されたα-ラクトアルブミン
- 缶詰、瓶詰、レトルト、ドライペットフード など

対象外となる乳製品の例（その1）

対象のHSコード以外のもの

- アイスクリーム、育児用調製粉乳等
- 対象の乳製品を原料としているが、最終製品のHSコードは対象外のもの
例：ナチュラルチーズ（HSコード0406）をトッピングした冷凍ピザ（HSコード1905の場合）

従来から対象外としているもの

- 缶詰、瓶詰、レトルト加工品（容器充填後に加熱滅菌され、常温で長期保存可能なもの）
※単に缶や瓶に詰めた、缶入りや瓶入りのものは対象外とならない

乳製品では対象外としているもの

- 携帯品（別送品を含む）
※省令の趣旨を踏まえると、販売又は営業上使用するもの、10kgを超えるもの、飼料用のものは、携帯品であっても検査証明書の取得が望ましい
- 販売又は営業上使用されない10kg以下のもの（飼料用を除く）
※主に国際宅配便や郵便物として輸入される、個人消費で少量のもの等
- 乳等省令で定める「常温保存可能品」（LL牛乳等）
※乳等省令：乳及び乳製品の成分規格等に関する省令

対象外となる乳製品の例（その2）

HSコード0401のうち

- LL牛乳（乳等省令で定める「常温保存可能品」の認定を受けているもの）

HSコード0402のうち

- 乳等省令に定める無糖練乳、無糖脱脂練乳

HSコード0403のうち

- 乳等省令に定める発酵乳（HSコード0403. 10のヨーグルト等）
- 乳等省令に定める乳酸菌飲料

HSコード0405のうち

- 乳等省令に定めるバターオイル（ギーを含む）

対象外となる乳製品の例（その3）

HSコード0406のうち

- プロセスチーズ（HSコード：0406. 20100、0406. 30）

HSコード3502. 20、3502. 90のうち

- 分画精製された α -ラクトアルブミン
- 生乳・乳製品を原料としていないもの

HSコード2309. 10、2309. 90のうち

- ドライペットフード
- 生乳・乳製品を原料としていないもの
- 偶蹄類動物以外の動物に与えるものであって、小売販売されるもの（輸入後に加工等を行うことなく単に袋詰め等小分けするものを含む。）のうち、原料（添加した水は原料として換算しない。）の重量に占める生乳・乳製品の割合が50%未満であり、かつ、常温保存可能なもの

乳製品の輸入検査について

基本的に牛肉等の検査と同じ流れ
※乳製品の実態を踏まえて工夫！

すいたいものが
ある



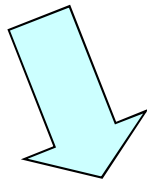
乳製品の輸入検査の概要

輸出国

②輸出検査



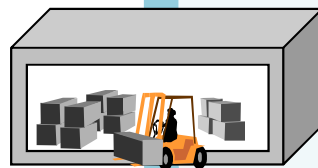
検査証明書の取得



③乳製品の指定港



④指定検査場所
(or 動物検疫所)



農林水産省

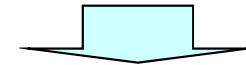


①家畜衛生条件
(偶蹄類動物の乳製品)



輸入者

⑤輸入検査申請
(NACCS利用)



⑥輸入検査

書類検査

現物検査
(抜き打ち検査)

精密検査
(必要に応じて)



違反・異常あり

輸入検疫証明書の交付
(NACCSで通知)

モニタリング検査

不合格

①家畜衛生条件

- 偶蹄類動物由来の乳製品については、家畜衛生条件を2種類設定
→輸出国が「リスト国*」か「リスト国以外の国」かにより適用条件が異なる
- その他の動物由来の乳製品については、家畜衛生条件の設定はない

口蹄疫
発生なし

*** リスト国(日本国農林水産省が生乳・非加熱乳製品の対日輸出を認定した国／地域)**

- ヨーロッパ地域

アイスランド、アイルランド、イタリア、ウクライナ、
英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る)、エストニア、オーストリア、オランダ、
キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、
スロバキア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、
ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、
リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

- 南北アメリカ地域

アメリカ(アメリカ大陸部分、ハワイ諸島、グアム島、プエルトリコに限る)、カナダ、
エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、
パナマ、ブラジル(サンタ・カタリーナ州に限る)、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ

- オセアニア地域

オーストラリア、北マリアナ諸島、ニューカレドニア、ニュージーランド、バヌアツ共和国

- アジア地域

インドネシア、シンガポール

家畜衛生条件の概要

- リスト国: リスト国のみで搾乳された生乳を原料とし、リスト国のみで製造、包装及び保管されたものは、加熱等の処理が必須ではない
- リスト国以外の国: 定められた方法で加熱等の処理が必要

家畜衛生条件の概要

適用される条件	リスト国	リスト国 以外の国
口蹄疫未発生、口蹄疫ワクチン接種禁止、口蹄疫ワクチン接種動物の輸入禁止	○	
生乳・乳製品の輸出入に関し、家畜衛生上の観点からの確な検疫体制を備えている	○	
口蹄疫の発生があった場合、検査証明書の発給を直ちに停止	○	
臨床的に健康な動物に由来する生乳を原料としている 及び 輸出国の法規で、家畜の伝染性疾病に感染している動物由来の生乳を原料として用いてはならない	○	○
リスト国のみで搾乳された生乳を原料とし、リスト国のみで製造、包装及び保管 OR 使用される生乳由来原料は、輸出国原産又は輸出国に合法的に輸入されたもの 及び 製造のいずれかの段階で、 <u>定められた方法で処理(加熱等 ※スライド11参照)</u> を受けている	○ ※選択	
製造に供される生乳は、搾乳時点で口蹄疫に感染していない群に由来する		○
製造のいずれかの段階で、 <u>定められた方法で処理(加熱等 ※スライド11参照)</u> を受けている		○
病原体に汚染のない方法、かつ、条件を満たさない生乳・乳製品が混入しない方法で製造、包装及び保管	○	○
包装及びカートンボックス等の容器は清潔で衛生的なものであること	○	○

家畜衛生条件（口蹄疫ウイルス不活化処理）

- **輸出国**（リスト国 or リスト国以外の国）と **用途**（偶蹄類動物の飼料用 or その他）の組合せで、求められる処理方法が異なる
- リスト国からの乳製品は、リスト国以外の国由来の原料乳を使用している等の場合に、不活化処理が求められる（下表の△）

※リスト国のみで搾乳された生乳を原料とし、リスト国のみで製造、包装及び保管されたものは必須ではない

不活化処理方法	リスト国		リスト国以外の国	
	偶蹄類動物の飼料用	その他の用途	偶蹄類動物の飼料用	その他の用途
①UHT ②HTSTを1回（pH 7未満） ③HTSTを2回（pH 7以上） ④pH6未満で1時間以上維持 ⑤輸出国当局が①～④と同等と認める方法	△ ①～③のいずれか	△ ①～⑤のいずれか	—	①～④のいずれか
⑥HTSTを2回 ⑦HTST + 物理的処理 ⑧UHT + 物理的処理	—	—	⑥～⑧のいずれか	—

△：リスト国以外の国由来の原料乳を使用している場合等

※UHT：液体の状態で最低132℃1秒間以上の加熱

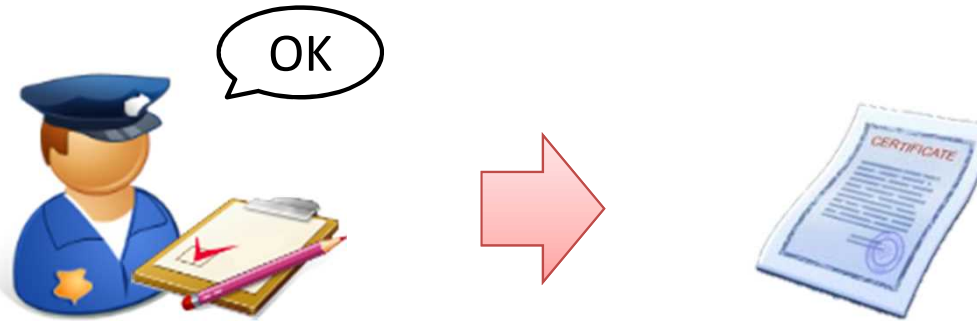
HTST：液体の状態で最低72℃15秒間以上の加熱

物理的処理：pH 6未満で1時間以上維持 or 乾燥を組み合わせた72℃以上の追加加熱

②輸出検査・検査証明書の取得（その1）

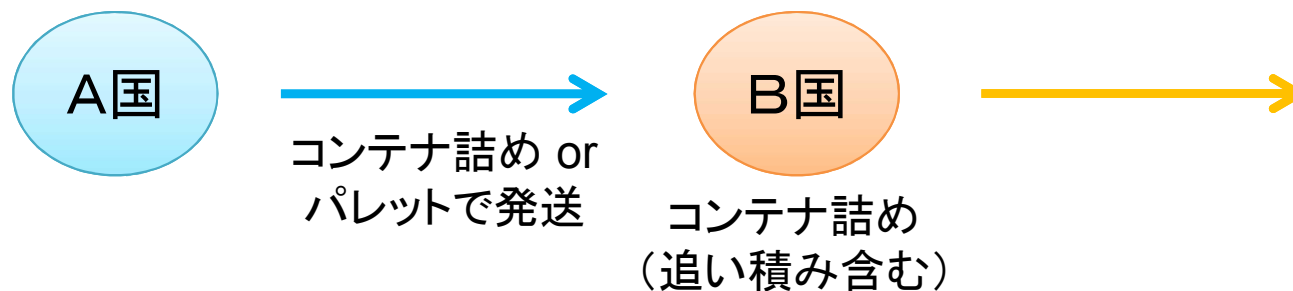
日本向け乳製品は、輸出国政府機関*の検査を受け、検査証明書の取得が必要

* 日本の動物検疫所に相当する機関



<乳製品における輸出国の考え方の例（輸出国はA国 or B国？）>

■ パターン①: A国からの日本向け乳製品を、輸送の関係でB国から日本へ発送

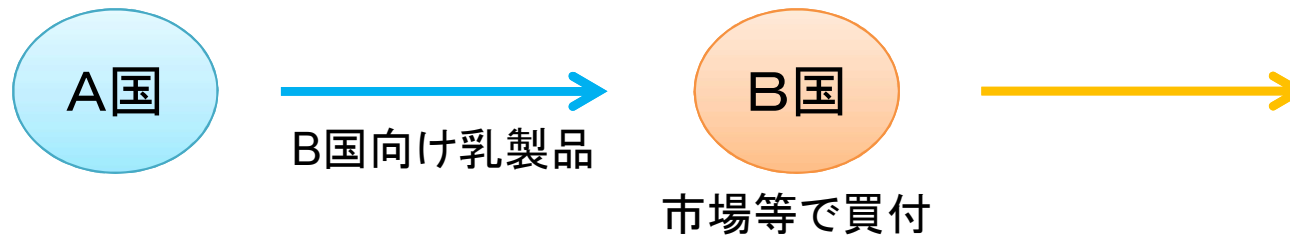


A国が輸出国（日本まで衛生的に輸送するため、乳製品はカートンボックス等の容器に包装）

※A国に代わってB国を輸出国として、B国で検査証明書を取得することでも可。

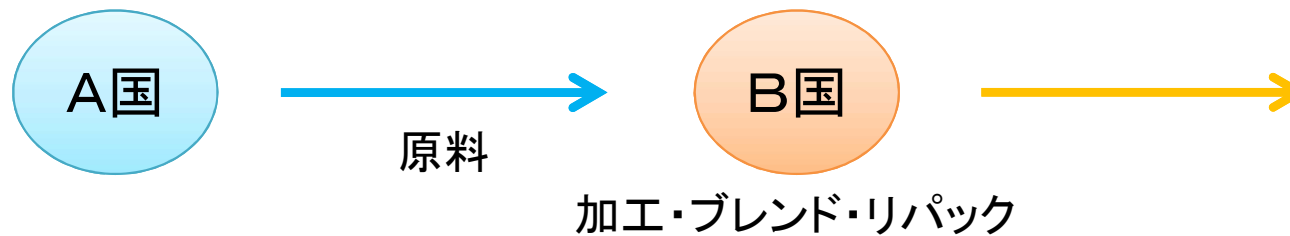
輸出検査・検査証明書の取得（その2）

- パターン②: A国産の乳製品を、B国の市場等で買い付けて日本へ発送



➡ B国が輸出国 (A国産の乳製品についてもB国で検査証明書を取得)

- パターン③: A国の原料を、B国で加工 (ブレンド等のみを含む)して日本へ発送



➡ B国が輸出国 (B国が適用される家畜衛生条件に基づき検査証明書を取得)

検査証明書の証明事項について

検査証明書の証明事項

①家畜衛生条件が設定されるもの

- 偶蹄類動物由来の乳製品（リスト国から輸出される生乳を含む）
→家畜衛生条件で定める事項を証明
 - ✓ 検査証明書モデル様式
 - ✓ 各国と個別に取り決めた様式
- } 動物検疫所ウェブサイトに掲載

②家畜衛生条件が設定されないもの

- 偶蹄類動物以外の動物（馬等）由来の生乳・乳製品
→病原体をひろげるおそれのないこと（健康な動物由来であること）を証明
- リスト国以外の国から輸出される偶蹄類動物の生乳
→「偶蹄類の動物の血液の輸入について」に基づき証明

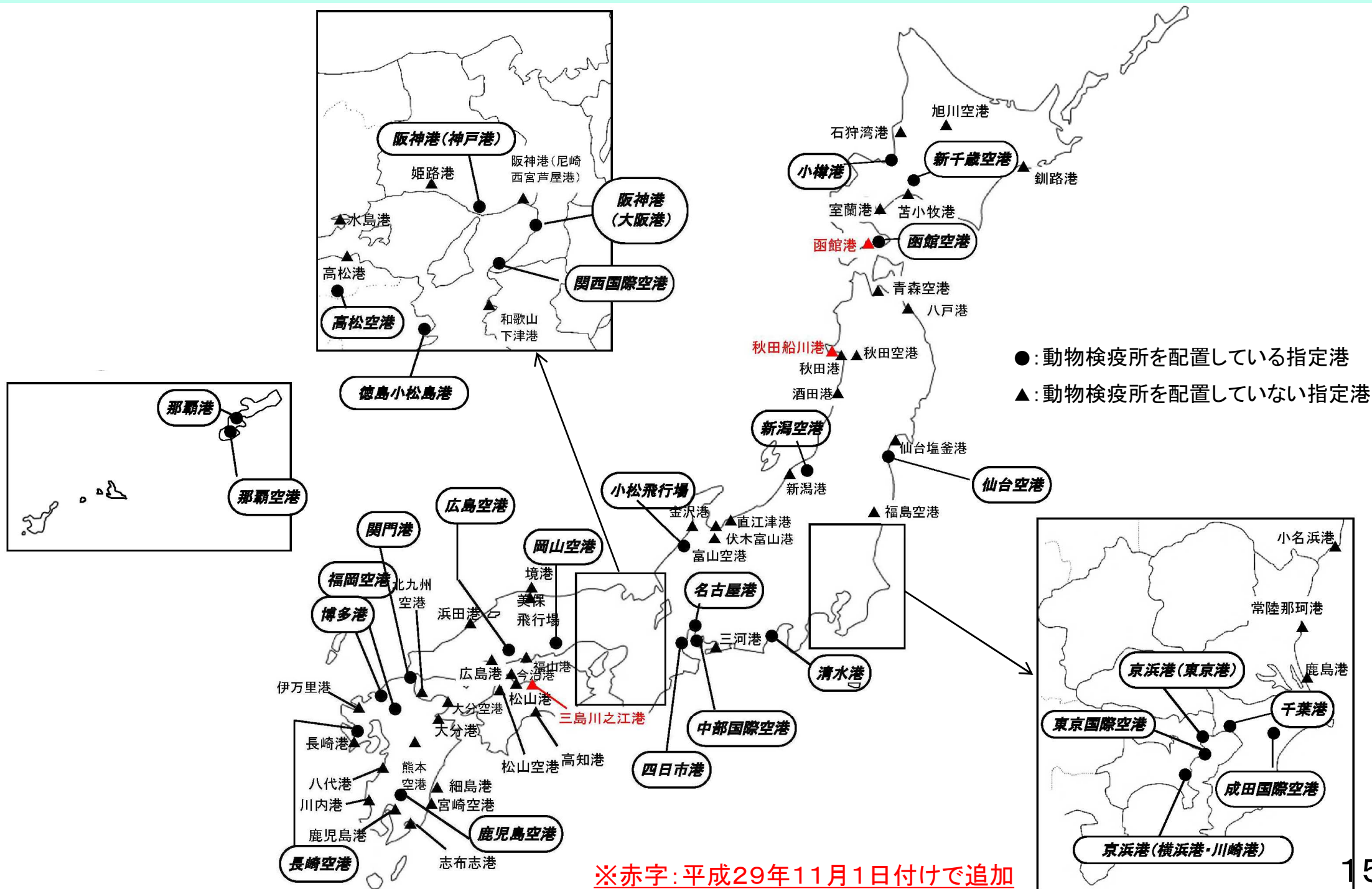


輸入検査申請時に、検査証明書の原本を提出



（検査証明書のコピーで申請した場合には、輸入検疫証明書の交付までに原本を提出）

③乳製品を輸入できる指定港



④指定検査場所・動物検疫所の検査場所

乳製品の検査場所

- 家畜防疫官指定検査場所
 - ✓ 冷蔵・冷凍・ドライ倉庫(庫前でのコンテナ検査も可)
 - ✓ コンテナヤード
 - ✓ 航空貨物上屋(冷蔵・冷凍室を含む)
- 動物検疫所の検査場所
- 農林水産大臣指定検査場所



コンテナヤード



空港



倉庫



庫前検査



航空貨物上屋

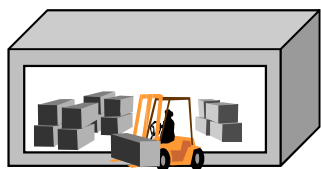


動物検疫所

家畜防疫官指定検査場所の指定手続

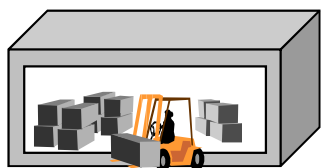
- 家畜防疫官指定検査場所は、事前に指定を受けることが必要
「畜産物の輸出入検査場所指定要領」に基づき手続
- 申請場所が所在する指定港を管轄する動物検疫所へ申請

指定書を確認



既に指定を受けている
検査場所

- 家畜伝染病予防法施行規則第45条第4号のものを含めて指定を受けている場合には、新たな申請不要
- ただし、指定を受けている場所が異なる場合は変更手続が必要
例) 乳製品を扱うフロアが異なる、冷蔵室を追加する等



新たに指定を受ける
検査場所

- 新たに申請する必要あり
- 書類検査、現地調査等に時間を要することが見込まれるため、
お早めに御相談ください

⑤輸入検査申請

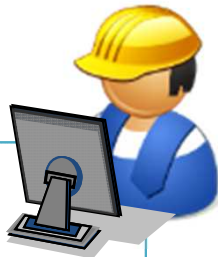
輸入検査申請



- NACCSを用いて申請
 - ✓ 乳製品のNACCS品目コードを新設
(①チーズ、②バター、③偶蹄類動物の飼料用乳製品、④その他の乳製品)
 - ✓ 円滑な書類検査のため、到着前申請を推奨(到着後に本申請)
- 輸出国政府機関発行の検査証明書原本(家畜衛生条件を充足)などを提出
 - ✓ 必要に応じて、原料、製造工程等の追加資料を求める場合も

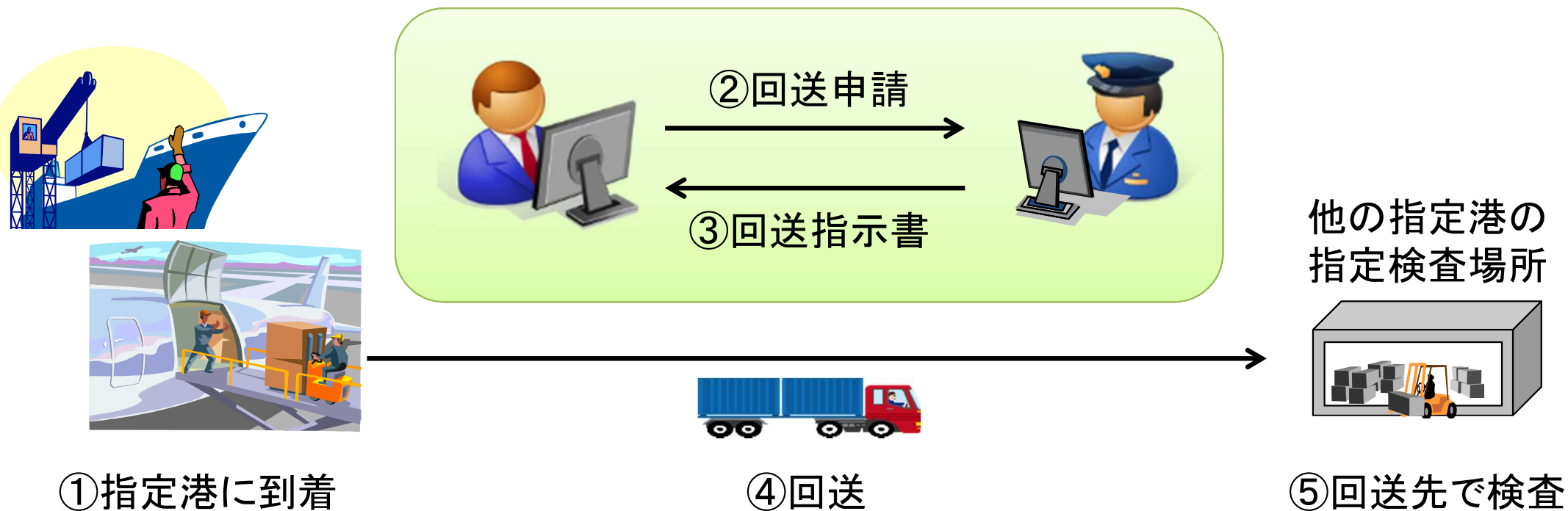
入庫状況の報告等

- コンテナ・封印の状況、入庫の状況*を報告
 - * 明細外検査対象品、オーバー・ショート、その他の異常の有無
- 輸入した現状のまま、他のものと区分して蔵置
- 現物に指定検疫物票を表示(航空貨物はIAWの提出でも可)



回送手続

- 指定港に到着後、他の指定港に所在する指定検査場所で検査を受ける場合、以下の通知に従って回送手続が必要
 - ✓ 船舶貨物:「輸入畜産物等を収納する海上コンテナの取り扱い要領について」
 - ✓ 航空貨物:「航空貨物の送致手続について」
- 回送申請後、関係通知に合致するものに対して回送指示書を発行



⑥輸入検査・モニタリング検査

開始1年間の輸入検査方針 ※輸入実績、状況に応じて適宜見直し

- 動物検疫の観点から、飼料用のものを重点対応
- 輸入貨物の把握、情報収集、リスク分析
- モニタリング検査を含めた計画的な監視



輸出国	偶蹄類動物由来の乳製品 (家畜衛生条件の設定あり)		その他の動物由来の乳製品 (家畜衛生条件の設定なし)
	偶蹄類動物の飼料用以外	偶蹄類動物の飼料用	全ての用途
リスト国	<u>書類検査中心</u> ＋現物検査 (計画的な抜き打ち検査)	書類検査 ＋現物検査※ (開始時から20%に設定)	書類検査 ＋現物検査※ (<u>100%から開始</u>)
リスト国 以外の国	<u>書類検査中心</u> ＋現物検査 (計画的な抜き打ち検査)	書類検査 ＋現物検査※ (<u>100%から開始</u>)	

※スキップロット方式(20～100%)による抜き打ち検査

注)違反、事故、異常等が確認された貨物は、表にかかわらず現物検査実施

＋

偶蹄類動物の飼料用を中心にモニタリング検査

輸入検査・モニタリング検査の流れ



書類検査

現物検査
実施判定



現物検査(抜き打ち検査)

指定検査場所

➤ 倉庫、庫前、コンテナヤード等



動物検疫所の検査場所

➤ 航空貨物の場合



精密検査(必要に応じて)

輸入検疫証明書の交付



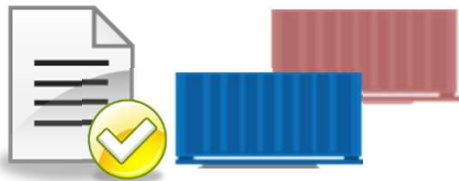
モニタリング検査

書類検査・現物検査実施判定

書類検査

- 輸出国政府機関発行の検査証明書原本が添付されていること
- 家畜衛生条件が設定されているものは、条件を充足していること
- 必要に応じて、原料、製造工程等を確認

通常の 現物検査実施判定



違反・事故・異常なし



到着後

本邦に到着し、
入庫状況の報告後*に判定

家畜衛生条件を満たす 偶蹄類動物の飼料用以外のもの



書類完備(違反なし)



到着前

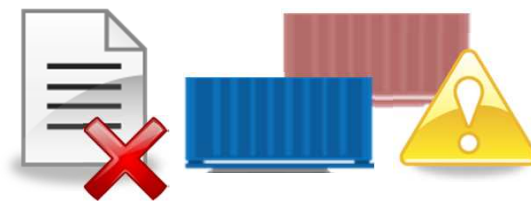
検査予定の事前提示可
(現物検査実施予備判定)



到着後

入庫状況の報告後*、本判定

共通



違反・事故・異常あり



現物検査実施



* 又はコンテナ状況の報告後

現物検査（その1）

現物検査

- 現物検査予定の貨物から、家畜防疫官が抽出（コンテナ、パレット、カートン等）
- 主に目視検査により、検査証明書との照合、異常有無の確認等
- 精密検査やモニタリング検査を行うものは、サンプリングを実施

<抽出方法の例>

コンテナ抽出（1コンテナ～）



パレット抽出（1パレット～）



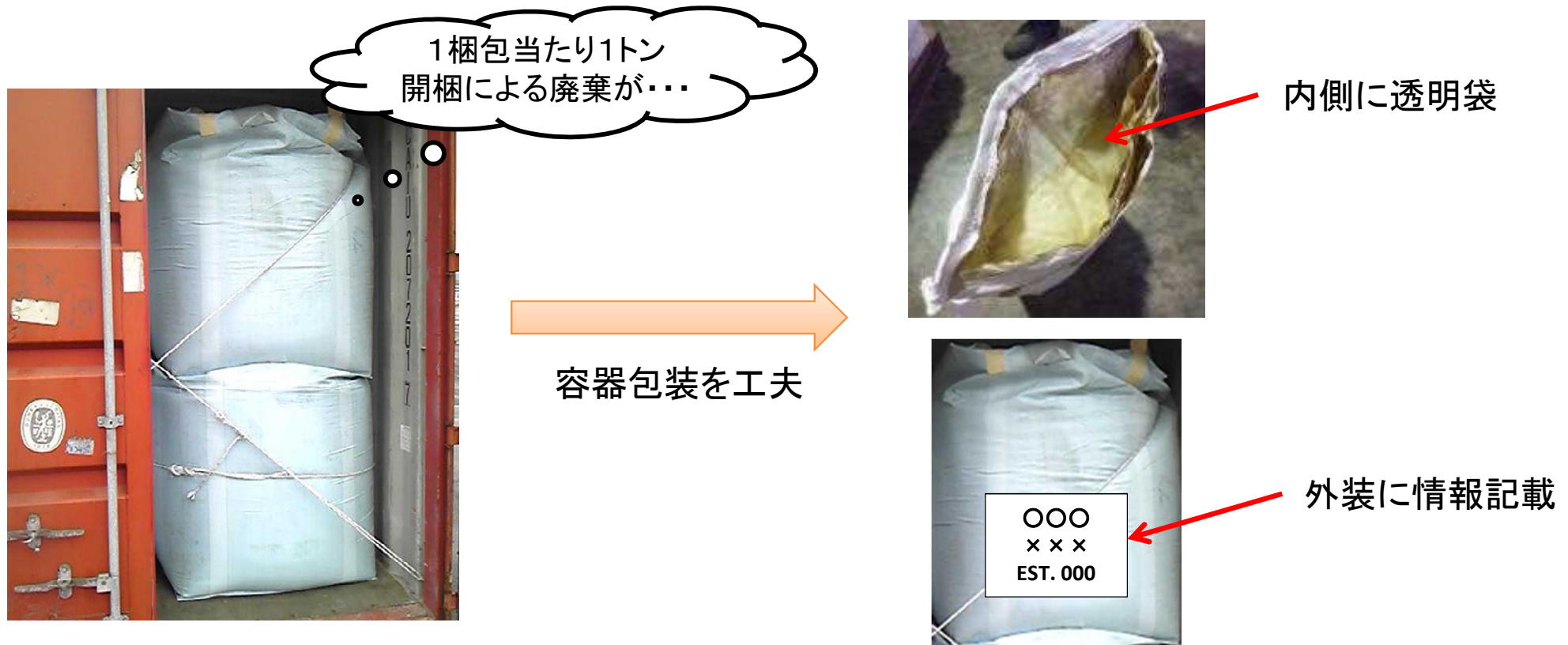
カートン抽出（3梱包を基本）



現物検査（その2）

- 1梱包当たりの重量が大きいものなどは、開梱による廃棄を最小限とするため、2重包装の内側に透明袋を使用し、外装に商品情報等を記載する等、容器包装の工夫が必要。
- 容器包装の工夫が難しい場合や、モニタリング検査の対象となったものについて、検査用サンプル（本体貨物と同じものであることが検査証明書で確認できるもの）による検査（開梱・開封）を希望される場合には要相談。

※異常が認められた場合や精密検査としてサンプリングする場合は、本体貨物を開梱します。



精密検査・モニタリング検査

検体をサンプリング(通常は100グラム程度)して実施



精密検査

- 輸入検査の結果、監視伝染病の病原体を広げるおそれがないと判断できない場合には、病原体の検索、加工処理状況を確認する精密検査を実施
- 検査結果が出るまで合格保留(検体が検査室に到着後、1日～数日)

モニタリング検査

- 輸出国における製造管理状況(家畜衛生条件の遵守状況)等を計画的に監視し、家畜衛生条件の改善や輸入検査の見直し等に活用
→偶蹄類動物の飼料用を中心に、加熱状況確認や遺伝子検査等を実施
- 輸入を認めた上で行う検査(検査結果が出る前に合格処理)
- モニタリング検査で異常が確認された場合でも、原則、回収指示※や公表は行わないものの、輸入者へ結果をフィードバックし、補足資料の提出、原因究明、改善方法の検討を求めることがある
(※国内の関係法令に抵触する場合、関係機関の指示に従って対応)

乳製品の輸出検査について

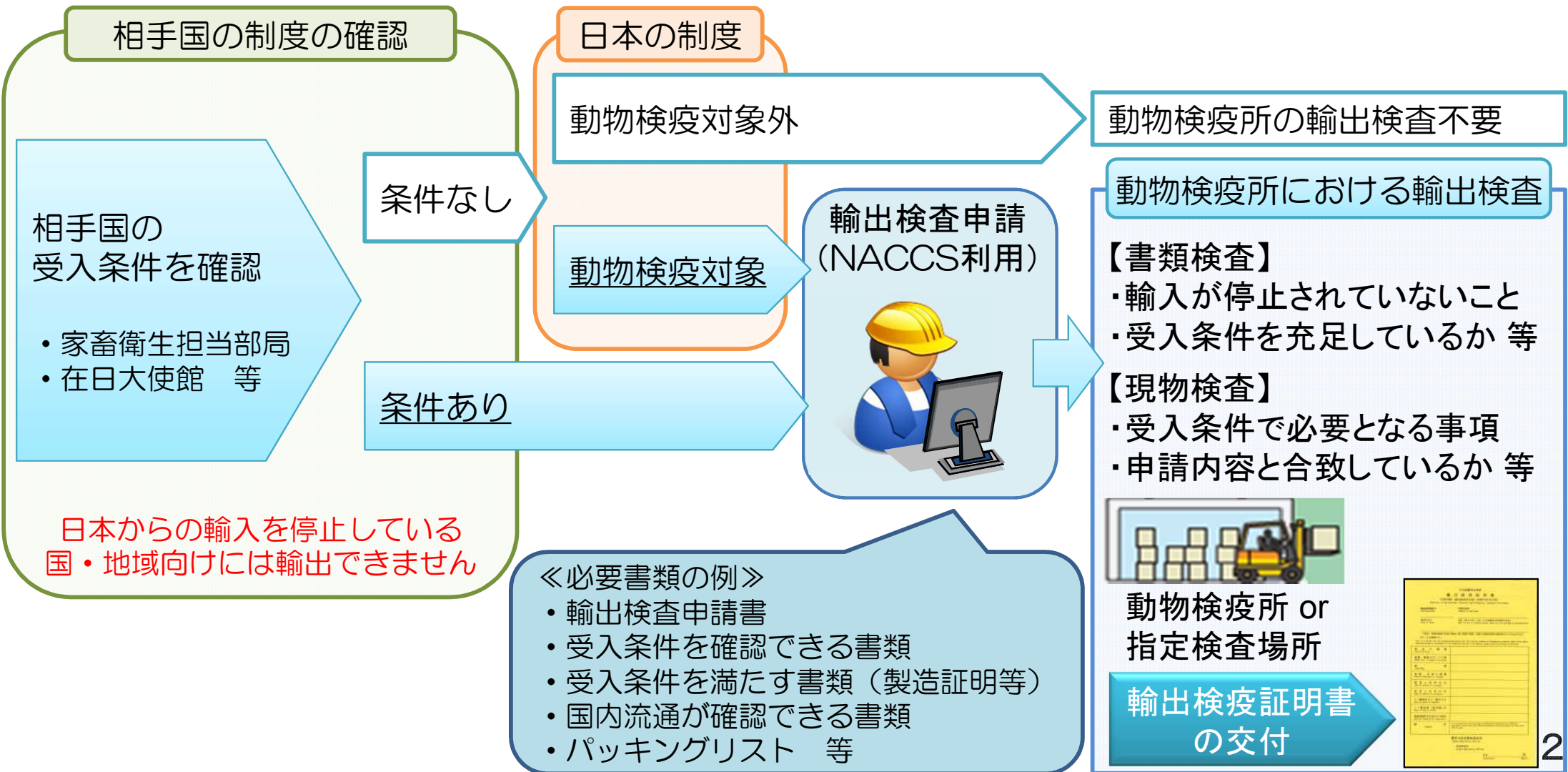
基本的に牛肉等の検査と同じ流れ
※新たに対象となる乳製品に注意！



乳製品の輸出検査

輸出検査が必要となる乳製品

- 相手国が、家畜の伝染病をひろげるおそれのない旨の証明を求めている物(相手国の制度)
 - 乳、脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、れん乳、粉乳、乳を主要原料とする物(日本の制度)
- ※輸入検査対象の乳製品と同じHSコード(0401～0406、3502.20、3502.90、2309.10、2309.90)



相手国の受入条件の確認

- 輸出者が、受入条件を相手国の家畜衛生担当部局や在日大使館等を確認
- 正式に受入条件の通知を受けた国については、動物検疫所ウェブサイトにも掲載

ホーム > 家畜衛生条件 > 偶蹄類の畜産物の輸出

偶蹄類の畜産物の輸出

偶蹄類（牛、豚、羊、山羊、鹿など）の畜産物の輸出

宮崎県において口蹄疫の疑似患畜が確認されたことから、偶蹄類動物（牛、豚等）及びそれらの肉等について、輸出検疫証明書の発行を一時停止していましたが、国際獣疫事務局（OIE）科学委員会において、我が国の口蹄疫清浄ステータスの回復が認定されたことから、当該輸出検疫証明書の発行一時停止を解除しました。

- ※ しかしながら、我が国からの牛肉、豚肉等の輸入を停止している国・地域もあります。詳細については、[こちらのページ](#)でご確認ください。
- ※ 以下の表に掲げたものについて、受入条件や輸出検疫証明書様式に変更が生じた場合、また、新たに日本政府当局に受入条件等の通知があった場合は、動物検疫所ホームページ等でお知らせします。
- ※ （注）平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、各国・地域政府は、日本の食品に対する検査・規制を強化しています。
以下の輸入を認める旨通知があった国・地域においても、別途、放射性物質の観点から検査・規制を強化している場合があります。詳しくは[こちら](#)をご確認ください。

輸入を認める旨通知があった国・地域と受入条件

国・地域	輸出できるもの	通知等
台湾	乳製品（一部については、輸出検疫証明書の添付が必要とされています。詳しくは こちら （PDF：45KB） 	輸出検疫証明書様式 （PDF：678KB） 

台湾向け
乳製品

日本からの輸入を停止している国・地域

- 日本からの動物及び畜産物の輸入停止を通知・発表している国・地域を、動物検疫所ウェブサイトに掲載

動物検疫所

Other Languages キッズサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

畜産物の輸出入

- 畜産物の輸出入
- 検査対象物
- 輸出入停止措置情報**
- 試験・研究材料の持ち込み
- 輸入畜産物の検査手続
- 穀物のわら・乾草の輸
- 家畜衛生条件（輸入）
- 第3清浄国リスト
- 輸入禁止地域と物

輸出停止等

日本国内の疾病発生状況による輸出の一時停止等について

- 日本国内の疾病発生状況により、日本からの動物及び畜産物の輸入停止を通知・発表している国・地域があります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。
- 日本からの畜産物の輸出が可能な国・地域及び受入条件は、[こちら](#)をご覧ください。
- これら以外の国・地域へ輸出する場合は、相手国の受入の可否、受入条件等を確認し、動物検疫所までご相談ください。

ホーム > 輸出入停止措置情報 > 日本からの動物及び畜産物の輸入停止を通知・発表している国・地域

日本からの動物及び畜産物の輸入停止を通知・発表している国・地域

【重要なお知らせ】

国内において鳥インフルエンザの疑似患鳥が確認されたことから、一部の国・地域を除き、家きん及び家きん由来製品について輸出検疫証明書の交付を一時停止しています。

日本における口蹄疫、牛海綿状脳症（BSE）、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生を受け、日本からの輸入を停止している国・地域は次のとおりです。

相手国におけるその他の規制

- 動物検疫とは別に、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う各国・地域の輸入規制強化への対応等にも注意が必要

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

農林水産省

English ミニサイト サイトマップ 文字サイズ

標準

大きく

逆引き事典から探す

組織別から探す

キーワードから探す

Google カスタム検索

検索

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

ホーム > 食料産業 > 農林水産物等の輸出促進対策 > 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制強化への対応

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制強化への対応

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、各国・地域政府は、日本の食品に対する検査・規制を強化しています。

1.各国の検査・規制の強化に関する情報

諸外国・地域の規制措置（平成29年5月10日現在）(PDF:551KB)  New!

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_170510.pdf

2.輸入規制の撤廃・緩和の動向

日本政府による輸入規制の撤廃・緩和の働きかけにより、多くの国・地域において、規制の撤廃・緩和が行われております。

輸入規制の撤廃・緩和の動向（コメ、野菜・果実、茶、薬用植物（甘草等）、牛乳・乳製品、食肉、水産物、加工食品）
（平成29年5月10日更新）

日本語版 (PDF: 519KB) 

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_jokyo_170510_japanese.pdf

英語版 (PDF: 882KB) 

メールマガジン 問合せ窓口



動物検疫所ウェブサイト
<http://www.maff.go.jp/aqs/>

メールマガジン（動検NEWS）

動物検疫所

[Other Languages](#) [キッズサイト](#) [サイトマップ](#) [文字サイズ](#)

標準

大きく

申請・お問い合わせ

❖ [手続き案内](#)

❖ [NACCS（動物検疫関連業務）](#)

❖ [申請書・届出書様式](#)

❖ [お問い合わせ先一覧](#)
(PDF:57KB)

❖ [所在地一覧](#)

❖ [ご意見・ご質問](#)

❖ [メールマガジンの配信](#)

動物の輸出入

畜産物の輸出入

海外旅行される方へ

申請・お問い合わせ

動物検疫について

[逆引き事典から探す](#)

[ホーム](#) > [news](#) > [メールマガジンの配信](#)

メールマガジンの配信

動物検疫所では、2種類のメールマガジンを発行しています。

動検NEWSは、輸出入停止・解除情報、畜産衛生条件締結等の動物検疫に関する情報について、Webサイトに掲載するとともにお知らせしています。

動物検疫所調査情報メールマガジンは、調査・入札情報についてお知らせしています。

動検NEWSの申し込み

動検NEWSは、[農林水産省Webサイトのメールマガジン手続きのページ](#)で、申し込むことができます。

<動検NEWSのサンプル>

問合せ窓口

■ 動物検疫所における輸出入検査手続について

- 輸出入する空港や港を管轄する動物検疫所
<http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/address.html>
- 動物検疫所 企画管理部 企画調整課
TEL: 045-751-5923
メール: aqs.yokkikaku@maff.go.jp
- 動物検疫所ウェブサイト(乳製品の検疫について)
http://www.maff.go.jp/aqs/topix/dairy_products.html



■ 乳製品の検疫制度について

- 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 国際衛生対策室
TEL: 03-3502-8295